

維持管理計画書

産業廃棄物の処理施設の維持管理は次の通りとします。

(1) 囲い等

- ア) 部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止するため、当社八戸セメント工場内の施設周辺に、囲い等を設置する。
- イ) 八戸セメント工場内への入場は南門とし、常時テレビ監視等にて出入状況を監視する。

(2) 産業廃棄物の保管場所の表示等

- ア) 産業廃棄物保管場所の見やすい箇所に、産業廃棄物の保管庫である旨及び保管に必要な事項（保管する産業廃棄物の種類、保管数量、管理者の名称、連絡先等）を表示した掲示板を設置する。
- イ) 掲示板は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換え、必要な措置を講じる。
- ウ) 掲示板が破損した場合は直ちに補修する。

(3) 処理能力に見合った処理

- ア) 産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物の量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受入れる際にはトラックスケールで計量を実施する。
- イ) 施設での産業廃棄物の処理は、定量供給装置により、施設への産業廃棄物の投入量を管理し、当該施設の処理能力を超えないように実施する。

(4) 飛散等の防止

飛散のおそれのある産業廃棄物は、屋内の保管庫へ受入れ、飛散を防止するとともに、保管庫内の床面は舗装し、地下浸透を防止する。また、屋外に保管する廃棄物であっても、施設の周辺に囲い等を設置するなど必要な措置を講じ、飛散及び流出を防止する。

(5) 害虫等の発生防止

産業廃棄物の処理施設においては、蚊および蠅等の害虫発生を防止するために、必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置を講ずるとともに、施設内を清掃し清潔の保持に努める。

(6) 騒音の防止

必要に応じサイレンサを取り付ける。

(7) 振動の防止

- ア) 十分な基礎重量を確保する。
- イ) 必要に応じ、防振ゴムを取り付ける。

(8) 粉塵の防止

清掃車を配備するなど必要な措置を講じ、施設周辺の清掃を行い粉塵の発生を防止する。

(9) 排ガスの検査

ア) セメント焼成炉の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。

イ) 大気汚染防止法に基づき排ガスの検査を定期的実施する。

ウ) 公害防止協定に基づき排ガスの検査を定期的実施する。

(10) 火災の防止

消火器等を設置し、常に所定の能力を発揮できるよう定期的に消火器等の点検整備を行う。

(11) 定期的な点検、機能検査

施設の正常な機能を維持するために、年間2回の定期的な施設停止（14～21日程度）を実施し、定期点検および修理を実施する。

(12) 日常の設備の維持管理

施設の正常な機能を維持するために、日常点検を実施する。

(13) 記録および保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、中央操作室、現場事務所または八戸セメント事務所内に3年間保存する。

(14) 異常事態の対応

処理施設に異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。

(15) 事故の防止

常に事故を防止するための中央操作室からのプロセス監視、現場巡回監視および点検を実施する。特に地震、台風、大雨等の際には現場巡回監視を重点的に実施し、飛散や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する。

(16) 使用道路

八戸セメント工場内道路は、常に清掃し清潔の保持に努める。

(17) 搬入時の産業廃棄物の確認

ア) 処理契約を結んだもの以外の廃棄物が搬入されないよう排出業者、収集運搬業者との連絡体制を確立する。

イ) 産業廃棄物受入時サンプルを採取、自社又は外部分析業者へ依頼し成分分析を行う。

ウ) 処理する産業廃棄物の種類および数量を確認する。

エ) 荷卸された産業廃棄物に不適な物が認められた場合はこれを除去する。

(尚、密閉タンク車による受入の場合にはエア輸送で荷卸しするため、不敵な物(塊状物及び異物等)は混入しないと考えられる。)

除去した不適な産業廃棄物は、排出事業者へ返却する。

(18) 周辺地域への配慮

処理施設等の維持管理にあたっては周辺住民との調和が取れるよう、敷地境界に面した場所に緑地を整備する等の環境整備を図り、当該処理に係る周辺地域の生活環境保全に配慮する。

(19) 生活環境への対処方法

青森県及び八戸市並びに八戸セメントにおいて、事業活動による公害防止等に関する協定を締結し、これに従って、公害防止対策として必要な事項の監視・測定の実施及び報告を行い、協定に定める基準を遵守し、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全に努める。

また、産業廃棄物収集運搬車による産業廃棄物の受け入れは、原則として8:00~17:00までの間に行うこととし、運搬車による騒音・振動に配慮する。

(20) 事故時の対応

事故発生時には、八戸セメント株式会社の「災害時緊急連絡体制」に基づいて対応する。

(21) セメント(製品)の品質調査

製造したセメントを連続サンプリングし、性状の分析(JISに準ずる)を実施して品質の確認および管理を行う。

(22) 運転時間

施設の運転時間は、3交替制により24時間連続運転する。

(23) 処理施設は、廃棄物処理法第15条の4の2で定める特例認定を環境大臣から受けいて

いるため同法第15条の4の2第1項第1号の基準に適合するよう維持管理する。